

## 令和2年度 繊維マイスター認定 申請要項

繊維マイスター制度は、高い技能で産地の発展を支えてきた技能者を顕彰するとともに、その技能を次世代に承継していくことを目的としています。繊維マイスターの認定を希望される場合は、必要書類一式を揃えて、直接又は郵送等により申請を行ってください。

### 1. 認定対象者

次に掲げる事項をすべて満たす技能者を繊維マイスター認定の対象者（以下、「認定対象者」という。）とします。

- (1) 岡山県内の繊維産地に本社を置く繊維関連法人に所属し、その国内生産拠点において生産活動に従事する者
- (2) 以下に定める職種の者

<繊維マイスター 認定職種一覧>

分野	職種
製品分野—アパレルなど 〔 学生服 ユニフォーム ジーンズ 〕	パターンメイキング 裁断 縫製
素材分野—織物など 〔 デニム 帆布 細幅織物 紐 〕	糸染め 製織 製紐
染色・加工分野—染色など 〔 染色 ジーンズ加工 〕	染色 ジーンズ加工（シェービング工程、洗い工程）

### 2. 認定階級

認定する繊維マイスターには、次の階級を設けます。

- (1) マイスター：産地が目標とする高い技能の伝承者。相当程度の高い技能とともに、技能伝承の意思及び能力を有する者。
- (2) プレマイスター：産地が持つ高い技能の継承者。一定程度の高い技能とともに、技能向上への高い意欲を有する者。

### 3. 認定要件

繊維マイスターの認定要件は、次のとおりです。

- (1) マイスターは、①から⑤までの要件をすべて満たしていること。
  - ①別紙に掲げる技能水準を満たしていること。
  - ②当該職種のあらゆる工程の技能を有し、具現化力や提案力を備えていること。
  - ③製造ラインの管理能力を有し、ラインでの指導や援助ができること。

- ④産地特性である一貫生産体制を熟知し、その発信や生産活動への活用等による地域貢献ができること。
  - ⑤自身や産地の技能水準向上に強い意欲を持ち、後進育成の指導力やリーダーシップが発揮できること。
- (2) プレマイスターは、前項の認定要件のうち、①から④までの要件をすべて満たしていること。

#### 4. 認定申請について

繊維マイスター認定の申請は、必ず認定対象者が属する法人（個人事業主を含む。）が行ってください。個人からの申請は受付できません。

認定申請の際は、必要書類一式を揃えて、繊維マイスター制度運用委員会（以下、「委員会」という。）の事務局までお申し込みください。

##### (1) 申請期間

2020年4月1日から6月30日まで（必着）

##### (2) 必要書類

- ・繊維マイスター認定申請書
- ・認定要件として技能検定等の保有が定められた職種及び階級においては、保有を証する書類
- ・認定申請手数料を納付したことを証する書類

##### (3) 認定申請手数料

申請に当たり、認定申請手数料の納付が必要です。認定申請前に銀行振込にて納付ください。手数料の納付がない場合、審査はできません。また、手数料は理由の如何を問わず返却しませんので、あらかじめご了承ください。

認定階級	申請手数料（消費税込）
マイスター	5,500円/名
プレマイスター	5,500円/名

<振込先>

中国銀行 児島（コジマ）支店 普通 2544585

繊維マイスター制度事務局（セシマイスターセイトゾムキョク）※振込手数料は申請者負担

#### 5. 認定について

##### (1) 審査・承認

認定申請に基づき、繊維マイスター認定審査会（以下、「審査会」という。）が認定要件に適合しているか否かを審査します。

審査を通過した認定対象者は、委員会の承認を経て、繊維マイスターとして認定されます。

##### (2) 認定式

繊維マイスター認定式を開催し、認定者に認定証及び認定バッジを授与します。

（第1回認定式は、2020年10月頃を予定）

### (3) 情報公開

認定番号や職種、所属企業の名称・所在地等の認定に関する情報は、繊維マイスター公式WEBサイトにおいて公開されます。

## 6. その他

### (1) 繊維マイスター認定の有効期間

繊維マイスター認定に有効期間はありません。

### (2) 「繊維マイスター」の呼称、マークの使用について

繊維マイスター及び繊維マイスター事業者は、委員会の定める規程を遵守し、繊維マイスターの呼称、マーク等を用いることができます。

ただし、繊維マイスター事業者は、繊維マイスターの呼称、マーク等を製品及び製品に付随する包装資材等に表示して用いることはできません。(現在、繊維マイスター事業者が、繊維マイスターが当該製品の製造に携わったことを証するマークの表示ルールを検討中)

### (3) 定期報告等

状況確認のため、繊維マイスターの所属企業（以下「繊維マイスター事業者」という。）は、毎年6月末日時点の自社に所属する繊維マイスターについて委員会に報告するとともに、繊維マイスターの転退職、役職等立場の変更のほか、認定内容に変更があった場合には、速やかに委員会にその旨を届け出る必要があります。

なお、繊維マイスター事業者に所属しない繊維マイスターは、自身で委員会に報告することとします。

### (4) 認定の取り消しについて

以下のいずれかに該当する場合、委員会は認定を取り消すとともに、認定証及び認定バッジの返還を求めることができます。

- ①繊維マイスターまたは繊維マイスター事業者が認定の取り消しを委員会に申請した場合
- ②申請者が虚偽の申請を行っていたことが判明した場合
- ③その他委員会において取り消しが必要と判断した場合

### (5) 認定の効果について

本認定は、繊維マイスターが手がけた製品の品質について保証するものではありません。

## 7. 申請・お問い合わせ先

(事務局) 倉敷ファッションセンター株式会社 「繊維マイスター」係  
〒711-8555 倉敷市児島駅前1丁目46番地  
TEL: 086-474-6800  
E-mail info@k-fc.com  
URL <https://sen-i-meister.com/>